

十和田市スポーツ少年団 各位

十和田市教育委員会  
教育長 丸 井 英 子  
(公印省略)

スポーツ少年団活動における 4 月 11 日以降の  
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について (通知)

平素より、スポーツ少年団の活動に係る新型コロナウイルス感染防止対策へのご理解とご対応をいただき感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 3 月 18 日付け十市教ス生第 1024 号にて、スポーツ少年団活動における 4 月 10 日までの留意事項を通知していたところですが、4 月 6 日に開催された十和田市新型コロナウイルス感染症対策本部調整会議において、警戒を緩めることなく徹底した感染防止対策を講じることを前提に、4 月 11 日から以下のとおり段階的に緩和することとなりました。

「スポーツ少年団活動実施上の留意事項 (概要)」

○練習について

- ・活動日数を週 3 日以内、1 日につき 2 時間以内とする。

ただし、各種大会へ参加する場合は、大会当日 14 日前から「十和田市部活動の指針」に準じた日数の活動ができるものとする。(週当たりの休養日 2 日、練習時間 平日 2 時間程度)

※上十三保健所管内で 10 歳未満の感染が続いている状況を鑑み、小学校 1、2、3 年生の練習への参加は自粛とする。

○大会・練習試合等について

- ・他団体との練習試合や合同練習は上北管内の範囲で行うこと。

つきましては、別紙の留意事項を児童生徒、指導者、保護者等に周知の上、引き続き、感染拡大防止に万全の対策を講じてくださるようお願いいたします。

特に、小学校 1、2、3 年生が所属する少年団の皆様には、上十三保健所管内の感染者の約 1/3 が 10 歳未満となっていることから、希望する活動ができずご負担をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしくようお願いいたします。

なお、上記の内容は各十和田市立小・中学校長宛に通知しました感染防止対策の変更措置と同様の内容でありますこと、また、本通知の措置については今後の県内及び本市の感染状況等によって変更する可能性があることを申し添えます。

また、年度が替わり、送付先が変更となっている場合は、お手数ですが新たなご担当の方へ渡していただきますようお願いいたします。

【担当】十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課

TEL 0176-58-0187

**【スポーツ少年団活動実施上の留意事項】**

スポーツ少年団活動の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大要因となる3つの条件(密閉空間、密集場所、密接場面)が重ならないよう、以下を参考に、実施内容や方法を工夫するなど、感染防止のための措置を講じた上で、活動場所、児童生徒の属する学校等の指示、指導内容等もふまえて計画的に実施すること。

**1 スポーツ少年団活動への参加に関すること**

- (1) 発熱等の風邪の症状が見られる時は、活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- (2) 団員や指導者等本人のみならず同居の家族に風邪症状が見られる場合も活動への参加をしないようにすること。

**2 活動日、活動時間、活動場所に関すること**

- (1) スポーツ少年団の練習は週3日以内、練習時間は1日につき2時間以内とする。  
ただし、各種大会へ参加する場合は、大会当日14日前から「十和田市部活動の指針」に準じた日数の活動ができるものとする。(週当たりの休養日2日、練習時間 平日2時間程度)  
※上十三保健所管内で10歳未満の感染が続いている状況を鑑み、小学校1、2、3年生の練習への参加は自粛とする。
- (2) 同一日、同一時間に多くの児童生徒が集まることを避けるため、各利用団体の活動日、活動時間をずらすなどの工夫をすること。
- (3) 体育館などの屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分程度、窓を全開にする)、2方向の窓を同時に開けて換気をすること。
- (4) 武道場、教室、部室、更衣室等の狭い施設については時間や人数の制限をするなどの工夫をすること。
- (5) 練習前後には、可能な範囲で施設、用具等の消毒をすること。特に多くの児童が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)は確実に消毒すること。

**3 練習に関すること**

- (1) 石けんによるこまめな手洗い、練習後には洗顔をするよう指導すること。
- (2) 飲み物、タオル、身に付ける用具は各自が準備し、共用しないよう指導すること。
- (3) 飛沫感染が想定されるような練習及び至近距離での会話(ミーティング、指導者の指示等も含む)は、屋外であっても避けるよう工夫して活動すること。
- (4) 公共、民間施設を利用する際には、利用する施設の指示に従うとともに、活動する人数を調整すること。

**4 大会・練習試合等に関すること**

- (1) 他団体との練習試合や合同練習は上北管内の範囲で行うこと。
- (2) 大会への参加については、スポーツ少年団本部組織や各種協会・連盟等が主催又は共催する全国・東北・県大会及びそれらの大会につながる予選大会(公式大会)に限り、主催者が講じる感染防止対策や会場となる地域の感染状況及び対応制限等を確認し、保護者との相談の上、慎重に判断した上で参加できるものとする。
- (3) 練習試合であっても競技の感染防止ガイドラインや主要大会の感染防止対策を参考として、徹底した感染防止対策を講じること。
- (4) 大会・行事に参加する場合は、主催者が定める感染防止に関するルールを必ず遵守するとともに、大会の運営状況等に応じて、参加体制・人数等を調整すること。  
※他県との練習試合及び大会参加については、当分の間、原則「中止」としています。
- (5) 移動(バス等利用)の際には、マスクを着用する、会話は控えめにする、降車後は速やかに手指消毒など、基本的感染防止対策を確実にすること。
- (6) 練習試合や大会等の参加中の食事(主に昼食)の際は、他の人との距離の確保及び黙食を徹底すること。
- (7) 練習試合や大会参加後など、平時と体調が異なる場合には登校や活動参加はせず、1日程度自宅で療養し、その後回復しない場合には医療機関を受診するよう徹底すること。
- (8) 感染拡大防止の徹底を図る観点から、宿泊を伴う遠征や合宿等は控える。

**5 その他**

- (1) 各競技団体が作成する競技別のガイドラインに留意すること。
- (2) 移動の前後は、各種イベント会場等、人が集まる所には立ち寄らないこと。
- (3) 活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。
- (4) 指導者、保護者においても活動時間外の会食などの実施は自粛するようしてください。